

参考資料編

平成23年12月12日

各地方公共団体都市計画ご担当課 御中

国土交通省土地・建設局
企画課

「市街化区域内農地の活用・保全等に関する実態把握調査」
に関するアンケートへの協力をお願い

平素より国土交通行政に格別のご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

我が国では、人口が既に全国として減少局面に入り、世帯数についても今後減少局面に入ることが予想されるなど、土地利用をとりまく状況は変化してきております。例えば、都市計画法上の市街化区域に含まれる農地（以下、市街化区域内農地と記す）は、宅地供給の種地とする施策がとられてきましたが、昨今では、市街化区域内農地を、防災、福祉等の機能をもつ土地利用として再評価する動きも出てきております。

本調査は、市街化区域に含まれる農地の活用・保全等に関し、地方公共団体のニーズの変化等を把握する目的で実施するものです。調査結果につきましては、市街化区域内農地をはじめとした、土地利用の政策検討に活用させていただきます。

つきましては、お忙しいところとは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、別紙の要領に従い、平成24年1月10日までにご回答いただけますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。先の東日本大震災の被災地の自治体担当者様におかれましては、業務多忙の中誠に恐縮ではございますが、ご協力頂けると幸いです。

また今回ご協力を得て調査致しました結果については、貴自治体名は原則非公開とさせていただきますが、自治体名を含め施策等を紹介させていただく場合は、予め公開の可否を確認させていただきます。

なお、本調査の事務作業は(財)都市農地活用支援センターに委託して行っておりますことを、合わせて申し添えます。

(担当)
国土交通省土地・建設産業局企画課
調整係 岩崎 久保寺
TEL 03-5253-8291 (内 30-644)

1. 調査対象

平成16年度に、国土交通省土地・水資源局（当時）の行った市街化区域内農地の活用・保全等についての調査対象とした全国642市区町村。

2. 調査内容

現在における市街化区域内農地の活用・保全等の意向について、都市計画担当部署に調査するものです。

3. 調査票の回答方法

調査票（別紙）のご回答は、FAX 又はメールにてご回答いただく形とさせていただきます。なお、出来る限りメールのご回答にご協力いただきますようお願いいたします。メール回答の手順は次のとおりです。

手順1: メールにて、以下の当財団のアドレス宛に、ご担当者様のメールアドレス等をお知らせください。

回答先:	(財)都市農地活用支援センター 計画部 佐藤、笹尾
回答先メールアドレス:	tosinouti@tosinouti.or.jp
メール件名:	市街化区域内の農地の活用・保全等に関する実態把握調査
回答内容:	①アンケート担当部署 ②アンケート担当者 ③アンケート担当部署の代表メールアドレス (部署代表メールアドレスがない場合は担当者様の個人メールアドレスも可)

手順2: 同財団からご担当者様宛に調査票ファイルをメールにて送付させていただきます。

手順3: 送付いたしました調査票ファイルにご回答いただき、メールにてご返信ください。

4. 調査票の記入上の注意

- (1) 本調査は、原則として都市計画部署にご回答を依頼させていただいております。ただし、基礎データの入力等、都市計画部署において知見のない項目等がございましたら、必要に応じて関連部署にご照会のほどよろしくお願いたします。
- (2) 調査の実施並びに結果に関する集計・分析等に際して、(財)都市農地活用支援センターの調査員が貴自治体に連絡させていただくことがあります。
- (3) アンケート結果については、自治体名を原則非公開とします。自治体名を含め施策等を紹介させていただく場合は、予め公開の可否を確認させていただきます。
- (4) 調査票中の「*」がついている用語は、別紙2に解説がございますので、必要に応じてそちらをご確認の上、ご回答ください。

5. お願い

都市農地を活用する具体的施策に関するチラシ、パンフレット等がございましたらご送付いただければ幸いです。

6. 回答期限 平成24年1月10日(火) までにご回答ください。

7. ご回答及びお問合せ先

(財)都市農地活用支援センター 首席研究員 芦野光憲 計画部 笹尾桃子

TEL:03-3225-0552 FAX:03-3225-5423 E-mail:tosinouti@tosinouti.or.jp

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-26-6 新宿加藤ビル

※調査票の記入方法等の質問に関しましても、上記までお問い合わせください。

(用語の説明)

* 1 一般市街化区域農地

特定市街化区域内農地以外の市街化区域内農地。特定市街化区域農地については以下 * 3 を参照。

* 2 生産緑地

都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域にある農地等で、生産緑地法第三条に基づき都市計画に「生産緑地地区」として定められた一団の区域を指す。

* 3 特定市街化区域内農地

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法に基づく特定市街化区域農地を指す。

* 4 総合計画

旧地方自治法第二条第四項に基づき作成される、自治体の全ての計画の基本となる計画を指す(平成23年8月1日より現在当該条項はなくなっている)。本調査においては、平成23年8月以降に作成される計画については、既存の総合計画に準ずる計画も含める。

* 5 市町村マスタープラン

都市計画法第十八条第二第一項に基づき作成される、市町村の都市計画に関する基本的な方針を指す。

* 6 緑の基本計画

都市緑地法第四条に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来象、目標、施策などを定める基本計画を指す。

* 7 多面的機能

農地のもつ食料生産以外の、景観形成、環境保全といった役割も含めた種々の機能のこと。具体的には福祉・レクリエーション機能、教育機能、市街地緑地機能、防災機能、景観形成・生物生育環境保全機能(以下の*11~15)等を指す。

* 8 市民農園

都市の住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花などを育てるための農園を指す。本調査においては、市民農園整備促進法により定められたもののほか、地方公共団体の条例等に基づき運営されている農園も含める。

* 9 防災協力農地を登録する取り組み等

地方公共団体の条例等に基づき、地震などの大規模な災害が発生したときに、農地を避難空間や復旧活動の資材置場などとして提供して貰える農家を、予め登録する制度や協定を結んだりする取り組みを指す。

* 10 景観を保全する取り組み

景観法や、地方公表団体条例等に基づき、農地が歴史的、文化的、あるいは自然的景観を形成する一部となっている地域等において、一定の行為を制限する地区を指定したり、景観を維持するための協定を結んだりする取り組みを指す。景観法や、地方公表団体の条例等に基づくものなどを含む。

* 11 福祉・レクリエーション機能

都市農地での収穫体験や農作業、自然との触れ合いを通じ、健康増進、身体機能の回復や、家族団らん、心身のリフレッシュ等を促進する機能。

* 12 教育機能

都市農地での収穫体験や農作業、自然との触れ合いを通じ、産業としての農業、野菜等の生育の仕組み、生命・自然・環境・食物に理解を深める機能。

* 13 市街地緑地機能

都市住民の身近な生活の場において、農的オープンスペースを確保することで、休息、鑑賞、散策、運動等、快適でゆとりと潤いのある自然的環境の中での生活環境を享受し、都市公園・都市緑地を補完する機能。

* 14 防災機能

都市住民の身近な生活の場において、農的オープンスペースを確保することで、地震等の災害発生時の地域住民の一時的な避難場所、仮設資材置き場、仮設住宅建設用地及び避難者への野菜の供給などを行うための機能。

* 15 農的景観形成・生物生育環境の保全機能

都市住民の身近な生活の場において、農的オープンスペースを確保することで、樹林地、農業用水路・ため池等で構成する都市の生活環境に潤いを与える農的景観を形成するとともに、多様な生物の生息・生育環境の保全を図る機能。

* 16 新鮮で安全な農産物の都市住民への供給機能

都市住民の身近な生活の場において、都市農地での収穫物の地産池消などを通じて、都市住民へ新鮮で安全な農産物を供給する機能。